

## 環境整備活動記録

### 第38期 11月度

2019年10月23日

～ 2019年11月19日

北澤副理事長,前田理事,澤木理事

永野専門委員

#### 植栽定期保守活動（桐屋造園）

今月の植栽定期保守作業はありませんでした。

#### 植栽スポット保守活動（桐屋造園）

今月の植栽スポット保守作業はありませんでした。

#### その他の植栽保守活動

- ① 花後の枯れかかった、変色した、あるいは徒長したシラン（ホルトノキの南側歩道脇）とヒメヒオウギズイセン（3号棟西側）の刈り取り（11/3）
- ② ハーブ園隣りの徒長したツルニチニチソウと混生するササの刈込み（11/5-6）
- ③ 台風で倒壊後補植したオオムラサキに葉の黄変がみられ、一株の一部に根元からの裂けが生じていた。桐屋造園と相談の結果問題が無いとの結論に達したので、双方とも様子見とした。（11/8）
- ④ 徒長したアイビーの刈り取り（11/15）
- ⑤ 台風で倒壊後補植した円形広場西側のオオムラサキ、防災倉庫新築のため移植した1号棟西側ガス室前のクルマツツジについて土留め、1号棟西側の雨水柵のレンガ囲いのコンクリ平板を用いた補修を実施（11/16）

#### 清掃美化活動

##### 今月確認された不適切なゴミ処理の代表例

- ① （資源ゴミ・布類）出されたりリサイクル資源ゴミのビニール袋を破り、中身を漁り、放置するケースが散見される（10/31-4号棟など、外部者の可能性も）
- ② （処理困難ゴミ）プリンターインカートリッジの廃棄あり（11/2-4号棟）このゴミは志木市においては原則として「処理困難ゴミ」とされており、純正品については家電

量販店等に設置の回収ボックス（（注）集会所にもある）で処分可能であるが、再生品については現在のところ購入した店舗等に持参して処分を依頼するのが原則となっている。志木市役所環境推進課に見解を求めたところ、どうしても上記処理が不可能な場合は「不燃ゴミ」として処理することを例外的に認めるとのことであった。

- ③（粗大/回収不能ゴミ）電子レンジ（粗大ゴミ）と洗濯機（家電リサイクル法に基づく処理を要するもので、市では回収不能）の投棄あり（11/4－3号棟）
- ④（分別不良）鉢土捨場付近に中身を捨てた後のプランター8個、素焼き鉢7個の放置あり。本来鉢土捨場には土のみが捨てられるべきところ、植物・球根等も分別されずに捨てられていた。また、プラスチック鉢5個が不燃ゴミとして捨てられていた。捨てるに当たってエレベーターと廊下が汚されていたので、ビルメンさんに清掃を依頼した。（11/9－4号棟）
- ⑤（分別不良）大きな段ボールに段ボール、雑紙、レジ袋入りスニーカー、未開封の缶コーヒー2本を入れたものあり（11/14－5号棟）、布類の袋にバッグの混入あり（11/14－4号棟、ただし持出し人は6号棟の居住者か）
- ⑥（不法投棄）バーベキュー後の器具、残飯類の投棄あり（ビルメンさんからの指摘）

（注）志木四小もくせい会の管理下でエプソンとキャノンの純正カートリッジのみ回収している。回収ボックス設置場所は四小、柳瀬川図書館、四小通学児童のいる街区の集会所。ベルマークを通じて学校用機材の購入に充てられている。

#### **その他の清掃美化活動**

- ① 日本ハウズイング（株）による高層棟エントランスホール（地下入口上部のみ）とエレベーターホールの外側窓ガラスの清掃（10/31 9：30～14：15）
- ② ゴミ集積所の古くなった箒、塵取りの買い替え等

以上